第4章 障害福祉サービス等の利用見込み

1 訪問系サービスの利用見込量

① 居宅介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	= 小市/古	315人	317人	319人
月あたりの平均利用時間数 (時間/月)	計画値	5,355 時間	5,389 時間	5,423時間

○計画値の見込量について

障害者が住み慣れた地域で在宅生活を送っていくために欠かせないサービスです。身体障害者は減少傾向、知的障害者と精神障害者は増加傾向にありますが、知的障害者と精神障害者で居宅介護を必要とする人はグループホーム等に入居する傾向にあるため、令和6年度以降は大幅な増加は見込んでおらず、平均利用者数と平均利用時間数ともに微増を見込んでいます。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由又は重度の知的障害もしくは精神障害があり、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障害者に対して意思疎通の支援その他の支援を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	= 小市/古	7人	7人	7人
月あたりの平均利用時間数 (時間/月)	計画値	1,659時間	1,659時間	1,659時間

○計画値の見込量について

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により、行動上著しい困難があり、 常時介護を必要とする人に、居宅において入浴、食事等の介護や調理、掃除等の家事及び相談、 助言並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスであるため、対象者が限定さ れることから大幅な増加は見込んでおらず、令和5年度実績見込み値から1人増加を見込んでい ます。

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の障害者等が外出する際の必要な援助を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	45人	46人	47人
月あたりの平均利用時間数 (時間/月)	日田100	1,103時間	1,127時間	1, 152時間

〇計画値の見込量について

平均利用者数と平均利用時間数ともに微増を見込んでいます。平均利用者数は、令和5年度の 実績見込み人数から各年度1人ずつ増加を見込んでいます。

平均利用時間数は、過去5年間における1人あたりの平均利用時間数を各年度の平均利用者数に乗じて見込んでいます。

④ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する 人につき、障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移 動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の障害者が行動する際の必要な援助を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	= 小市/古	34人	37人	41人
月あたりの平均利用時間数 (時間/月)	計画値	850時間	925時間	1,025時間

○計画値の見込量について

アンケート調査結果からもニーズが高いサービスであり、過去5年間の伸び率を令和5年度実績見込み人数に乗じて各年度の平均利用者数を見込みました。

平均利用時間数は、過去3年間の1人あたりの平均利用時間数を各年度の平均利用者数に乗じて見込んでいます。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の 麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する 人につき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移 行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	= 小市/古	人0	0人	人0
月あたりの平均利用時間数 (時間/月)	計画値	O時間	0時間	0時間

○計画値の見込量について

対象者の要件が障害支援区分6に該当し、意思疎通に著しい困難を持つ人となっているため対象者が限定されます。事業所ヒアリングにおいても新規展開する意向はなく、対象者も他のサービスの複数利用によって充足されているため、計画値を見込んでいません。

⑥ 短期入所

居宅においてその介護を行う人の疾病やその他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設 等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排 せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	手面/古	77人	82人	87人
月あたりの平均利用日数 (人日分/月)	計画値	539人日	574人日	609人日

○計画値の見込量について

新型コロナウイルス感染症による利用自粛の影響で、令和3年度は平均利用者数と平均利用日数ともに減少しましたが、令和4年度から回復傾向にあるため令和6年度からの見込み量についても増加を見込んでいます。平均利用者数については、令和4年度から令和5年度の伸び率を令和5年度実績見込み値に乗じて見込んでいます。平均利用日数は、過去3年間の1人あたりの平均利用日数を各年度の平均利用者数に乗じて見込んでいます。

2 日中活動系サービスの利用見込量

① 生活介護

障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	=1 = /+	314人	317人	320人
月あたりの平均利用日数 (人日分/月)	計画値	6, 280人日	6, 340人日	6,400人日

○計画値の見込量について

平均利用者数については、実績値からも増加傾向であるため、過去3年間の伸び率を令和6年 度以降にも見込んでいます。

平均利用日数は、過去3年間の1人あたりの平均利用日数を各年度の平均利用者数に乗じて見 込んでいます。

② 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

·機能訓練

身体障害のある人又は難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障害のある人等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	⇒ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	1人	1人	1人
月あたりの平均利用日数 (人日分/月)	計画値	17 人日	17 人日	17 人日

•生活訓練

知的障害のある人又は精神障害のある人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業 所又は障害のある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むた めに必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	= 小市/古	14 人	15 人	16 人
月あたりの平均利用日数 (人日分/月)	計画値	238 人日	255 人日	272 人日

○計画値の見込量について

平均利用者数は横ばいの傾向であるため、令和5年度の実績見込み値や過去の実績値も参考 にして、各年度1人ずつ増加を見込んでいます。

平均利用日数は、過去3年間の1人あたりの平均利用日数を平均利用者数に乗じて見込んでいます。

③ 就労選択支援(新規)

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を 活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値		1人	2人
月あたりの平均利用日数 (人日分/月)			14人日	28人日

〇計画値の見込量について

主に支援学校等の卒業後の進路に関しての利用を見込んでおり、各年度で支援学校等を卒業 予定の15歳から16歳における放課後等デイサービスの利用者数を令和7年度からの2年間に 見込んでいます。

平均利用日数は、国の制度の概要において、「サービスの利用期間は、概ね2週間程度とする」 となっていることから、1回の利用者の平均利用日数を14日として見込んでいます。

④ 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障害のある人に対して、通常の事業所に雇用されることが可能と 見込まれる人につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知 識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、 就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	40人	41人	42人
月あたりの平均利用日数 (人日分/月)	1 日 四 1 日	720人日	738人日	756人日

○計画値の見込量について

実績値が増加傾向にあることやアンケート調査からも就労意欲の高まりがみられるため、令和 5年度実績見込値に各年度1人ずつ増加を見込みました。

平均利用日数は、過去3年間の1人あたりの平均利用日数を各年度の平均利用者数に乗じて見込んでいます。

⑤ 就労継続支援(A型)

企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	117人	118人	119人
月あたりの平均利用日数 (人日分/月)	1 日 四 1 日	2, 223人日	2, 242人日	2, 261人日

○計画値の見込量について

実績値が増加傾向にあることやアンケート調査からも就労意欲の高まりがみられるため、令和 5年度実績見込値に各年度1人ずつ増加を見込んでいます。

平均利用日数は、過去3年間の1人あたりの平均利用日数を各年度の平均利用者数に乗じて見込んでいます。

⑥ 就労継続支援(B型)

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人等に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	375人	406人	437人
月あたりの平均利用日数 (人日分/月)		6,750人日	7, 308人日	7,866人日

○計画値の見込量について

働き方が多様化していることで、利用者数も増加傾向にあります。過去5年間における平均利 用者数の平均増加人数31人を各年度に加えて見込んでいます。

⑦ 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	16人	17人	18人

○計画値の見込量について

実績値は横ばいの傾向であるため、過去3年間における平均利用者数を参考に、令和6年度からの3年間に見込んでいます。

⑧ 療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要する人につき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	18人	18人	18人

○計画値の見込量について

対象者が限定されるサービスのため、過去5年間における平均利用者数の最大値を令和6年度からの3年間に見込んでいます。

3 居住系サービスの利用見込量

① 共同生活援助

障害のある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	291人	316人	341人

〇計画値の見込量について

地域生活への移行を推進する中で、今後も利用ニーズが増加すると考えられるため、過去3年間 における各年度の平均利用者数の増加人数を令和6年度からの各年度に加えて見込んでいます。

② 施設入所支援

施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	72人	70人	69人

〇計画値の見込量について

大阪府の成果目標に基づき、施設入所者の削減数を令和4年度末時点における施設入所者数の1.7%以上とするため、令和4年度末時点の施設入所者数71人から2人減少した69人を令和8年度の見込み人数としています。施設から退所された方が地域で安定した生活ができるよう、他の障害福祉サービスを利用できるよう支援に努めます。

③ 自立生活援助

居宅において単身等で生活する障害者に、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	5人	5人	5人

○計画値の見込量について

精神科病院に入院していた人、共同生活援助や施設入所支援を利用していた人等、利用者が限定されるため増加は見込んでおらず、令和5年度の実績見込値5人を令和6年度からの3年間に見込んでいます。

4 相談支援の利用見込量

① 計画相談支援

障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡 調整を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が、少なくとも6か月ご とに、継続サービス利用支援(モニタリング)を行いサービスが適当かを検討します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	241人	248人	256人

○計画値の見込量について

令和8年度の見込量を、計画相談支援決定者の50%を目指し、令和6年度からの3年間において年々増加を見込んでいます。今後は、障害分野の事業所のみでなく、介護保険分野の事業所などに対しても参入の促しに努めます。

② 地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障害のある人等に対する住居の確保その他 地域生活に移行するための相談等を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	1人	1人	1人

○計画値の見込量について

施設入所や精神科に入院している人等、利用者が限定されるため、大きな増加は見込んでいません。事業所と本市において医療機関等との連携を密にし、本市に合った特性を意識しながら連携強化に努めます。

③ 地域定着支援

居宅において単身生活をする障害のある人等に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等 における相談等を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	3人	3人	3人

○計画値の見込量について

利用期間が限定されているサービスのため、利用者の増加は見込んでおらず、令和5年度実績見込み値を令和6年度からの3年間に見込んでいます。

5 障害児支援サービスの利用見込量

① 児童発達支援

障害のある未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団 生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	=1.35/5	190人	216人	245人
月あたりの平均利用日数 (人日分/月)	計画値	2,090 人日	2,376 人日	2,695 人日

○計画値の見込量について

早期療育へのニーズが高く、増加を見込んでいます。また、個別のニーズに合わせて対応できるよう事業所と連携を図ります。

② 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児等の重度の障害児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく 困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	1人	1人	1人
月あたりの平均利用回数 (回/月)		5回	5回	5回

○計画値の見込量について

重症心身障害児等の重度の障害児が在宅で生活するために必要な支援として見込んでいます。

③ 放課後等デイサービス

障害のある就学児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための 訓練、社会との交流の促進等を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	424人	471人	524人
月あたりの平均利用日数 (人日分/月)		5,512 人日	6,123 人日	6,812 人日

○計画値の見込量について

障害児の療育及び放課後や、長期の休暇中の居場所としてニーズが高く、利用者が増加しており、今後も同様に推移すると考えています。また、個別ニーズに合わせて対応ができるよう事業所との連携を図ります。

④ 保育所等訪問支援

療育の専門職員が障害児の通う保育所や学校等の施設を訪問し、集団生活への適応のための 支援等を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	4人	5人	6人
月あたりの平均訪問回数 (回/月)		8回	10回	12回

○計画値の見込量について

児童発達支援や放課後等デイサービスを利用している児童が集団生活に適応するためのサービスです。個別のニーズに合わせて対応できるよう事業所との連携を図ります。

⑤ 障害児相談支援

障害児通所支援の利用を希望する障害児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画(案)を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	24人	26人	28人

○計画値の見込量について

児童発達支援や放課後等デイサービスの利用の増加に伴い、本サービスを必要とする利用者の 増加を見込んでいます。今後もサービス提供事業所に研修参加等の働きかけを行い、利用希望に 対応できるようサービスの提供に努めます。

6 地域生活支援事業の見込み

(1)必須事業

① 理解促進研修·啓発事業

障害児及び障害者や障害特性等に関する地域住民の理解を深めるための、又は「心のバリアフリー」の推進を図るための研修及び啓発活動を実施することにより、障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去及び共生社会の実現を図ります。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修·啓発事業	実施状況	有	有	有

○計画値の見込量について

「障害者週間」等でのイベントについて、広く市民に参加を呼びかけ、障害のある人とない人が 交流できる場の提供や障害者同士、ボランティアグループとの交流等の場を提供し、広く市民へ の心のバリアフリーの意識の醸成を行います。

② 自発的活動支援事業

障害者が日常生活又は社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施状況	有	有	有

○計画値の見込量について

障害者団体(当事者団体や家族会を含む)について、それぞれの目的に沿った自主的活動を支援します。

③ 相談支援事業

·相談支援事業

障害のある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言等を行うととも に、関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

・基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害・難病)を実施 し、地域の実情に応じて、総合相談・専門相談をはじめ、地域の相談支援体制の強化の取組等の 業務を行います。

・基幹相談支援センター等機能強化事業

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を市町村に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

・住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対して、入居に必要な調整等・家主等への相談・助言も含める支援を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	5箇所	5箇所	5箇所
基幹相談支援センター	設置状況	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施状況	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施状況	有	有	有

○計画値の見込量について

身体・知的・精神の3障害に加え、難病患者、発達障害及び障害児等の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の支援を行うとともに、障害のある人の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを運営し、地域の相談支援体制の連携強化を進めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

·成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする知的障害のある人又は精神障害のある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の全て又は一部について補助を行います。

·成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業 (人/年)	実利用者数	6人	6人	6人
成年後見制度法人後見支援事業	実施状況	有	有	有

○計画値の見込量について

成年後見制度利用支援事業については知的障害者や精神障害者に対応する相談支援体制の整備や支援の充実を図り、成年後見制度の円滑な利用を促進するために、相談支援事業所等と連携を図ります。また、成年後見制度法人後見支援事業については、今後のニーズの把握に努め、法人に対する研修等の実施を検討していきます。

⑤ 意思疎通支援事業

·手話通訳者要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害のある 人等が社会参加を行う際に、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣 を行います。

·手話通訳者設置事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害のある 人等が社会参加を行う際に、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者を配置します。

·手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人等との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣 事業	年間の派遣件数 (件/年)	計画値 -	686件	692件	698件
要約筆記者派遣 事業	年間の派遣件数 (件/年)		15件	15件	15件
手話通訳者設置 事業	年間の設置人数 (人/年)		2人	2人	2人
手話奉仕員養成 研修事業	年間の修了者数 (人/年)		40人	40人	40人

○計画値の見込量について

手話や要約筆記等を必要とする障害者のニーズに柔軟に対応するため、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。さらに、養成や技能の向上を図り、引き続き手話通訳者養成講座、要約筆記者養成講座を実施します。

⑥ 日常生活用具給付等事業

·介護·訓練支援用具

特殊寝台、訓練用ベッド、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす等を給付します。

·自立生活支援用具

入浴補助用具、便器、移動・移乗支援用具、歩行補助つえ(一本杖)、頭部保護帽、特殊便器、火 災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号 装置等を給付します。

·在宅療養等支援用具

透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、盲人用体温計(音声式)、酸素ボンベ運搬車、 盲人用体重計等を給付します。

·情報·意思疎通支援用具

携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視 覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、 盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、点字図書等を給付 します。

・排せつ管理支援用具

ストマ用装具、紙おむつ、収尿器等を給付します。

·居宅生活動作補助用具(住宅改修費)

居宅生活動作補助用具等を給付します。

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護·訓練支援用 具	年間の給付件数 (件/年)		9件	9件	9件
自立生活支援用 具	年間の給付件数 (件/年)	計画値	38件	38件	38件
在宅療養等支援 用具	年間の給付件数 (件/年)		28件	28件	28件
情報·意思疎通支 援用具	年間の給付件数 (件/年)		37件	37件	37件
排せつ管理支援 用具	年間の給付件数 (件/年)		3,373 件	3,373 件	3,373件
住宅改修費	年間の給付件数 (件/年)		4件	4件	4件

○計画値の見込量について

障害児・者の日常生活上の困難を改善し自立を支援するために、各障害に対して適切な用具の 給付を行っております。今後も、サービスを必要とする人への事業の周知を行い、適切な給付に 努めます。

⑦ 移動支援事業

ガイドヘルパーにより、外出時の介護やコミュニケーション介助、食事介助、排せつ介助等の余暇活動の参加のための支援を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間の利用実人数 (人/年)	⇒	286人	330人	374人
年間の総利用時間数 (時間/年)	計画値	44,330時間	51, 150時間	57,970時間

○計画値の見込量について

年々利用時間数が増加しています。アンケート調査結果からも既に利用している人の割合が多く、ヒアリングからも安心して外出できるサービスとして必要性が高いため、利用者数と利用時間数ともに増加を見込んでいます。事業所に対して外出における安全確保のための研修参加を促す等、質の向上を図るよう促していきます。

⑧ 地域活動支援センター事業

創作活動又は生産活動等の機会を提供し、地域生活の支援を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	計画値	2箇所	2箇所	2箇所
年間の利用実人数 (人/年)		205人	205人	205人

○計画値の見込量について

希望する障害者に対し、創作的・生産的活動、障害理解への普及啓発等の情報発信及び地域交流の場への参加の機会を提供します。今後も、事業所と連携しながら機能の充実に努めます。

(2)任意事業

・訪問入浴サービス事業

家族のみでは入浴が困難な人の居宅を訪問し、浴槽を搬入して入浴の介護を行います。

・日中一時支援事業

日中における活動の場の確保により、介護者の就労支援や家族の一時的な休息等の支援を行います。

・レクリエーション教室開催等事業

レクリエーションを通じて、障害のある人の交流、体力増強、余暇活動等のために、教室を開催 します。

·奉仕員養成研修事業

障害のある人の福祉に理解と熱意のある人を対象に各種講習会を実施し、奉仕員の養成を行います。

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービ	年間の利用実人数 (人/年)		7人	8人	8人
ス事業	年間の派遣件数 (件/年)		720件	825件	825件
年間の利用実人数 日中一時支援 事業 年間の利用回数 (回/年)	計画値	47人	49人	51人	
		1,650回	1,800回	1,950回	
レクリエーション 教室開催等事業	年間の実施回数 (回/年)		7回	7回	7回
奉仕員養成研修 事業	年間の利用実人数 (人/年)		10人	10人	10人

○計画値の見込量について

自立した日常生活又は社会生活を継続していくことができるよう、訪問入浴サービス及び日中 一時支援事業については増加を見込んでいます。レクリエーション教室と、奉仕員養成研修事業 は障害者の社会参加の促進のため、今後も実施していきます。

7 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

国の基本指針や大阪府の基本的考え方で示された基本的理念及び障害福祉サービス・障害児 支援・相談支援の提供体制の確保に必要な以下の事項について、自立支援給付及び地域生活支 援事業の円滑な実施に向けて取り組みます。

(1)障害者等に対する虐待の防止

高齢者・児童の虐待防止の関連機関とも連携しつつ、大阪府障がい者権利擁護センター、本市障害者虐待防止センター(障害福祉課内)を中心として、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者及び障害児団体、学校、警察、司法関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員等と連携して、虐待の特徴・傾向の把握や虐待防止の体制・取組等を検証し、必要に応じてマニュアルの見直し等を実施することにより、虐待の未然防止・早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組みます。障害福祉サービス事業所等に対する虐待防止や成年後見制度の利用促進等、権利擁護に関する研修を実施します。

また、障害者虐待防止法に係る通報・届出窓口である本市障害者虐待防止センター(障害福祉 課内)の周知を、今後も引き続き行っていきます。

(2)意思決定支援の促進

意思決定支援ガイドライン等を踏まえ、事業所がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際、可能な限り障害者本人が自ら意思決定できるよう支援する等、障害者の自己決定の尊重に基づいた支援に努めます。

(3)障害者の芸術文化活動等支援による社会参加等の促進

障害者のスポーツ、文化・芸術活動等による社会参加等の促進に向けて、スポーツ、文化・芸術活動等に関する相談支援、支援人材の育成、関係者のネットワークづくり、スポーツ、文化・芸術活動等に参加する機会の確保や障害者のスポーツ、文化・芸術活動等の情報収集・発信等の支援を推進します。

(4) 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障害者等による情報の取得利用・意思疎通支援の推進に関しては、障害特性に配慮した意思疎通支援(手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指点字等)のニーズを把握するための調査等、ニーズに対応した支援に必要な意思疎通支援者の養成、意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくりに取り組み、障害特性(聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障害や難病等)に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図ります。

(5)障害を理由とする差別の解消の推進

障害を理由とする差別の解消を図るための啓発活動等を行うとともに、相談体制を整備します。 松原市地域自立支援協議会の障害者差別解消部会において、相談事例や差別解消に向けた取 組の共有・分析、さらに障害特性を理解するための研修・啓発を行い、地域での対応力の向上や 相談体制の充実につなげます。

(6)障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等において、災害時等を見据えて平常時から地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることを促進します。災害時は福祉避難所として地域の安全提供の拠点として機能することも踏まえた防災対策を講じます。自然災害以外にも防犯対策や感染症の対応等にも取り組みます。

障害福祉サービス事業所において、障害者等が安心して生活できるよう、権利擁護の視点も含めた職員への研修や、本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制の整備、職員が働きやすい職場環境の改善等を促進します。

(7)ユニバーサルデザインの推進

障害はもちろん、文化・言語・国籍、老若男女といった差異に関わらず、誰もがストレスなく快適 に施設を利用したり、製品を使用したり、安全かつ自由に移動し、求める情報にアクセスできる環 境が整備されるよう、ユニバーサルデザインの考え方を浸透させ、バリアフリー化の推進や、十分 な情報・コミュニケーションの確保を通じて、地域での快適な生活環境の整備を図ります。